まさかの五十肩?

健康だけが取り柄だと思っていたのですが、50歳になって、
不意の左肩の痛み。

高校時代、ほとんどウォーミングアップなしで、
ピッチャーでも投球できていたので（右投げ右打ち）、
まさか左肩に痛みがはしるとは・・・

ワイシャツや上着に左腕を通すことも難儀しています。
夜中に痛みで目が覚めることも。
半年経過しても、痛みが治まることはありません。

みなさん、くれぐれも健康にはご留意を。

弁護士 伊須 慎一郎

心を入れ替えて（弁護士 伊須 慎一郎）

事務所ニュースの原稿をこれまで３４回書いてきました。その中で、事務所ニュースを読まれた方から、最近のあなたの書く内容が硬くておもしろみがないと、厳しいご指摘を受けました。昔は良かったのかと言うと、そうでもなく、どうも私の書く文章には、読んでいただく方に共感していただくものが足りないということなのです。

そういえば、１０年ほど前の労働事件で、私が担当した会社側の敵性証人の反対尋問を傍聴していた方からも、あなたの尋問は意地悪な質問をしているだけで、人として証人に向き合っていないという厳しいご指摘を受けたことがありました。その時、私の尊敬する大先輩も会社証人の反対尋問を担当していたのですが、その大先輩は証人に人として向き合っていたと比べられました。私よりも人間としても弁護士としても経験豊富な大先輩と比較されても・・・と思ったのですが、大事な依頼者の人生がかかっているのですから、そんなことは言ってられません。

[illegible]

[illegible]

[illegible]2020[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

民法改正　自筆証書遺言（弁護士　南木　ゆう）

①全文自書の変更

今まで、自筆証書遺言は、遺言書の全文を自書する必要がありました。全文を自書するというのは結構大変な作業で、書き間違えや、判読不能な字があったために、トラブルになることも少なくありませんでした。

今後も、本文部分（１頁目）の自書は変わらないのですが、自書した本文に、自書によらない相続財産の目録を添付することが認められるようになりました。例えば、代筆やパソコンで作成した財産目録でも良いですし、不動産の登記事項証明書・預貯金の通帳の写しを目録として添付するのでもOKです。添付した目録には、各頁に署名、押印が必要です。

②自筆証書遺言の保管

今までは、保管してくれる場所がなかったので、書かれたはずの遺言書が見つからない、これ本当に本人が書いたの？というトラブルも起こっていましたが、２０２０年７月１０日からは管轄の「遺言書保管所」に保管の申請ができるようになります。

自筆証書遺言は、家庭裁判所の検認手続を経なくてはならないという煩わしさもありますが、この保管制度を利用した場合は検認も不要となります。

もっとも、保管の際には方式などの外形的な事項の確認しか行われませんので、遺言の内容を確実なものにするには、ぜひ弁護士にご相談下さい。

弁護士　南木　ゆう

（事務所ニュース・2019夏号掲載）

民法改正　特別の寄与の制度（弁護士　谷川　生子）

①従来の寄与分

従来、妻が長年夫の父の療養看護に貢献し、夫の父が亡くなった場合、妻は相続人でないため、相続財産から分配を受けることはできませんでした。

この場合、相続人である夫の寄与分という形で妻の貢献について事実上考慮されてきましたが、夫が父よりも先に亡くなった場合にはそれもできず、不公平な結果となっていました。

②特別寄与料の請求

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]×[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]2019[illegible]

[illegible]

[illegible]50[illegible]

[illegible]20[illegible]50[illegible]604[illegible]20[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]([illegible]607[illegible])[illegible]

[illegible]607[illegible]2[illegible]

③借主の原状回復義務

借主が、賃貸物受取り後に生じた損傷について原状回復する義務を負うことが条文に書かれました（ただし、通常の使用での損傷や経年変化、賃借人の責任のない損傷は除く。改正民法621条。）。

④貸主の地位の移転と敷金のルールの明確化

賃貸不動産が売却された場合に、買主が、売主から貸主の地位を引き継ぐ場合のルールが明文化されました（改正民法605条の2）。

また、賃貸借契約が終了した場合に、敷金が未払賃料等に充当される等、敷金に関するルールが明文化されました（改正民法622条の2）。これらのルールは、これまでの判例や実務における運用を明文化したものです。

弁護士 月岡 朗

（事務所ニュース・2019夏号掲載）

民法改正 遺留分（弁護士 古城 英俊）

①遺留分制度とは?

遺留分制度とは、誰かが亡くなったとき、その法定相続人に、法定相続分の一定部分を保証する制度です。

②今回の改正のポイントは?

今回の改正前は、遺留分を侵害する不動産の贈与があると、遺留分を侵害された相続人（遺留分権利者）は、侵害割合だけ贈与の効力を消滅させることができ、その結果，不動産が贈与を受けた人と遺留分権利者との共有となりました。事業承継のために事業資産を贈与したときも，遺留分権利者の請求によって事業資産が共有状態となってしまうこともあり不都合でした。

そこで、今回の改正では、すべて金銭で解決することにしました。これにより共有状態が生じなくなります。遺留分権利者の権利は遺留分侵害額請求権と呼ばれます。

たとえば、誰かに不動産を与える遺言が、ある相続人の遺留分を侵害していたら、遺留分権利者は不動産を受けた人に対して、遺留分侵害額（金銭）を請求できるのみで不動産の共有状態は生じません。

③相続人の遺留分の割合は?

相続人が直系尊属だけの場合は，３分の１を直系尊属の頭数で割り算した割合，その他の場合は，２分の１にそれぞれの法定相続分の割合

を掛け算した割合です。
亡くなった方の兄弟姉妹には遺留分はありません。

④遺留分侵害額請求権を行使できるのはいつまで?
相続の開始及び遺留分を侵害する贈与・遺贈があったことを知ったときから１年間。相続開始等を知らなくても，相続開始から１０年で遺留分侵害額請求権は消滅します。

弁護士古城英俊

（事務所ニュース・2019夏号掲載）

民法改正（消滅時効）（弁護士竹内和正）

①一般債権について

債権の消滅時効における原則的な時効期間及び起算点は、債権者が「権利を行使することができることを知った時」（主観的な起算点）から「５年間」、又は債権者が「権利を行使することができる時」（客観的な起算点）から「１０年間」行使しないときは、債権は時効によって消滅するとされました（新法１６６条１項）。改正法では、主観的起算点から５年、客観的起算点から１０年という二本立てが原則とされており、このどちらか早い方の経過によって時効が完成することになります。

②生命・身体の侵害による損害賠償請求権について

生命・身体の侵害に基づく損害賠償請求権は、旧法から長期化され、債務不履行に基づく請求、不法行為に基づく請求のいずれも主観的起算点から「５年間」、客観的起算点から「２０年間」に期間が統一されました（新法７２４条の２）。

時効制度は、社会秩序の安定、証明困難からの救済、「権利の上に眠る者は保護に値しない」ことがその存在理由と言われています。ただ、これらの理由が、権利を消滅させるという、ある意味で暴力的な時効の効果を正当化できるとは思えない事案も存在します。そのような事件を担当する度に、時効制度の意義について考えさせられますが、そうはいっても、注意をしておかないとトラブルに巻き込まれてしまいかねません。権利を失うことがないように早め早めに対応されることをお勧めします。

弁護士竹内和正

（事務所ニュース・2019夏号掲載）

朝の時間（弁護士 高木 太郎）

夏は早起きを心がけている。
夏至の近くは４時過ぎでも明るい。
空気も爽やかでとても得した気分になる。

読み残した雑誌や本を手に取ることもあるが、暑くなる前の時間帯に散歩に出る。わずか１５分。目と鼻の先の公園で少し走って、背伸びなどする。
家に戻って朝食を作る。最近は昼の弁当まで作る。これも気晴らし。気が向かないときは全くやらないし、それで誰も文句を言わないので、主婦の家事とは違い、全くストレスにはならない。
出来れば読書も沢山したいが、欲張りすぎると、せっかくの息抜きが、すぐストレスに変質する。
今、好きなものは、こんな朝の時間である。

弁護士 高木 太郎

（事務所ニュース・2019年夏号掲載）

宮澤洋夫先生 引退に寄せて（弁護士 牧野 丘）

当事務所の創設者である宮澤洋夫先生が、この春をもちまして弁護士を引退されました。数々の著名事件に取り組まれ、埼玉弁護士会会長、関東弁護士会連合会理事長などの要職にも就かれました。なお意気軒昂、お体もお元気ですし、たまに事務所にお越しいただくだけでも所員はエネルギーを頂戴できます。業務はおやりいただかずとも、引き続き弁護士として在籍していただきたかったのですが、先生ご意志は固く、これまでの５３年にわたる弁護士人生に自ら幕を引かれました。

私たちは、３年前に卒寿を迎えられたことをお祝いして先生の波瀾万丈なご経歴や数々の輝かしい弁護士としての業績を１冊の記念誌にまとめさせていただきました。題して「心礎を築く」。当事務所在籍中の弁護士だけでなく、ＯＢの皆様や、事務所に縁の深い方々からもご

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]2019[illegible]